

BIM/CIM 活用業務特記仕様書【発注者指定型】

1. BIM/CIM 活用業務について

本業務は、国土交通省が提唱する i-Construction の取組において、BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) を導入することにより ICT の全面的活用を推進し、BIM/CIM モデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とする BIM/CIM 活用業務である。

2. 業務内容について

- (1) 「高知県 BIM/CIM 活用業務実施要領」に基づき、業務を実施することとする。
- (2) 本業務の対象工種は、〇〇とする。
(「高知県 BIM/CIM 活用業務実施要領 1.2 対象業務」より記載)
- (3) 本業務は、BIM/CIM モデルを活用し、〇〇を検討する。
(「高知県 BIM/CIM 活用業務実施要領 1.3.1②BIM/CIM モデルを活用した検討の実施の a) ～g) の中から実施する項目を記載)

BIM/CIM 活用業務特記仕様書【受注者希望型】

1. BIM/CIM 活用業務について

本業務は、国土交通省が提唱する i-Construction の取組において、BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) を導入することにより ICT の全面的活用を推進し、BIM/CIM モデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とする BIM/CIM 活用業務（受注者希望型）である。

本業務は、契約後、業務計画書の提出までを標準として調査職員へ BIM/CIM 活用について提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型として BIM/CIM 活用業務とすることができる業務である。

2. 業務内容について

- (1) BIM/CIM 活用業務とした場合、「高知県 BIM/CIM 活用業務実施要領」に基づき、業務を実施することとする。
- (2) BIM/CIM 活用について協議が整った後、BIM/CIM 実施計画書に基づいた見積書を提出するものとし、BIM/CIM 実施計画書の実施項目に応じて、設計変更の対象とする。